

西南中 進路だより

令和6年度
進路だより No.3
2024年5月2日
文貴 糸山誠司

高等学校無償化について

高校生の学びを支えます。

大切な
お知らせ

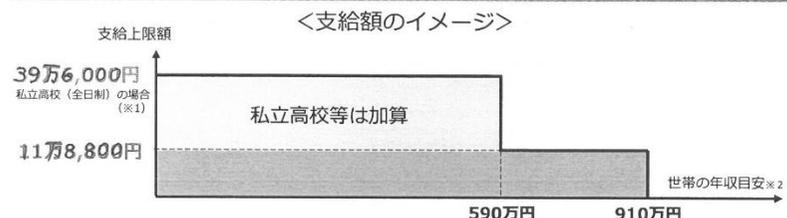
高等学校等就学支援金

返還不要の授業料支援が受けられます。



判定基準(裏面参照)を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。

※ 学校種：高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校(高等課程)など



※1 私立高校(通信制)は29万7,000円
国立の高等専門学校(1~3年)は23万4,600円が支給上限額

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安(家族構成別の年収目安は裏面下表参照)

※ 学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報、各都道府県担当連絡先などを掲載しています。



お申込みについて

(新入生の皆さん)

入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

(在校生の皆さん)

収入状況の届出が必要となる7月頃までに学校から案内があります。

※原則として、オンラインで申請します。また、マイナンバーを利用することで手続きが簡単になります。(都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。)

対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

【計算式】

市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < 15万4,500円 → 支給額：最大39万6,000円

(15万4,500円以上)
< 30万4,200円 → 支給額：11万8,800円

※マイナンバー上の項目名
・課税所得額(課税標準額)
・市町村民税_調整控除額

ご自身の課税標準額などはマイナンバーで「わたしの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)



(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	~約950万円	~約640万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人の場合	~約960万円	~約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	~約1,030万円	~約660万円
	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	~約1,070万円	~約720万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人の場合	~約1,090万円	~約740万円

※支給額は、私立高校(全日制)の場合。
※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16~18歳、大学生は19~22歳の場合。
※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

家計急変支援制度について

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。家計急変事由が発生した場合、速やかに学校に相談(又は申請)してください。

主な要件	対象となる家計急変事由に該当 + 世帯年収が約590万円未満相当まで減少	支給限度額 月額：33,000円 ※公立高校等は月額：9,900円	文部科学省家計急変支援制度サイト https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm
------	--------------------------------------	---	---

お問合せについて

学校または都道府県へお問い合わせください。

公立 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm
私立 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm



高校生等・保護者の方々へ



高校生等奨学給付金

~奨学のための給付金~

高校等の教育費を支援します！

- 教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金です。
- 生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯が対象です。
※ 家計が急変して非課税相当になった世帯も対象になります。
- 学校またはお住まいの都道府県への申し込みが必要です。
※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
- 新入生は、4~6月に一部早期支給の申請ができます。
※ 都道府県によって実施状況が異なります。

令和6年度の給付額

世帯状況	給付額(年額)	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯【全日制等】(第1子)	122,100円	142,600円
非課税世帯【全日制等】(第2子以降) ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円	152,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円

※家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。



詳しくは、学校またはお住まいの都道府県にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



高等学校等就学支援金制度

①高等学校等就学支援金(国の授業料支援)

- ※ 年収約910万円未満の世帯が対象(学校種：高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校1~3年生、専修学校高等課程)
- ※ 申込は、進学先の高校へ(入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。)

家庭の総収入や家族構成によって支援金の上限が変わりますが、公立高校・私立高校・通信制のそれぞれに国より授業料を支援される制度が始まっています。手続きは高等学校に入学してからとなります。日本全体で8割以上の生徒が、この制度を利用しているようです。上級学校の教育を受ける権利が保障されるので、ぜひ公立・私立問わず進学先を検討して下さい。

②高校生等奨学給付金(教科書・教材など授業料以外の教育費支援)

- ※ 生活保護世帯、年収約270万円未満の世帯が対象
- ※ 申込は、進学先またはお住まいの都道府県へ

③授業料軽減(都道府県の授業料支援)

- ※ お住まいの都道府県が定める要件に該当する方が対象

条件にあえば、授業料だけでなく、教科書や教材費などの給付制度もあります。また、合志市役所等を調べていただくと、様々な福祉制度があるようです。合志市や熊本県のHPを調べたり、お問い合わせいただければと思います。上記は文部科学省のHPより取り込んだものです。これら全ては「育英金貸与」とは違い、給付されるもので返還の必要が無いものです。